

## 平成26年3月発行の補装具費支給事務ガイドブックの取扱いについて

### 1. 掲載内容の修正

項	正	誤
P140		
P176		
P203	上段左から2番目の写真 <b>泥よけ</b>	上段左から2番目の写真 ステッキホルダー
P204	クッションカバー（防水加工を施したもの）交換 1個 <b>7,460</b>	クッションカバー（防水加工を施したもの）交換 1個 6,530
P205	サイドガード交換 <b>6,820</b>	サイドガード交換 6,800
P205	タイヤ交換 <b>4,270</b>	タイヤ交換 4,250
P206	日よけ（雨よけ）部品交換 1個 <b>8,000</b>	日よけ（雨よけ）部品交換 1個 6,000
P213	簡易型ホイール部位品交換 <b>3,930</b>	簡易型ホイール部位品交換 3,900
P213	内蔵充電器交換 <b>4,7600</b>	内蔵充電器交換 4,7400
P214	<b>リフレクタ（反射器-夜光材）交換 430 1回あたりとすること。</b>	
P214	<b>リフレクタ（反射器-夜光反射材）交換 670</b>	

### 2. 解説の追加

項	追加	現在
P35	<p>3-5 費用の額の基準と消費税の関係</p> <p>■消費税を考慮した補装具の費用算定式区分</p> <p>特定の団体が製造する場合 95/100（※）</p> <p>（※）この率は、上記の「消費税非課税品」又は「消費税課税品」に掲げる額の算定に用いる率となります。</p>	<p>3-5 費用の額の基準と消費税の関係</p> <p>■消費税を考慮した補装具の費用算定式区分</p> <p>特定の団体が製造する場合 95/100</p>